

第4 特別枠募集における入学者の決定

「東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱」（以下「実施要綱」という。）第1による。

第4-1 応募資格

第4-1-1 応募資格

実施要綱第1-3-1による。

本校に入学を志願することのできる者は、次の表①欄の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、②欄中の(1)又は(2)のどちらかに該当する者とする。

①
(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和7年3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
(2) 令和7年3月31日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した外国籍を有する者
(3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和7年3月に修了する見込みの者
(4) 令和7年3月31日までに、外国に所在する学校（現地校）において、日本の6年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成24年4月2日から平成25年4月1日までの間に出生した者
②
(1) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本募集要項において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書（様式12）の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。 ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等（以下「おじ等」という。）と同居している者 イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者 ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者 エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者 オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者 なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨又は令和6年度能登半島地震（令和6年1月1日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人があり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長（以下「小学校長」という。）は具申書（様式12）を本校校長に提出すること。
(2) 第4-1-2に定める応募資格の審査を受け、承認を得た者

第4-1-2 応募資格審査が必要な場合

実施要綱第1-3-2による。

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者は、東京都立中等教育学校及び東京都立中学校応募資格審査取扱要項に定める手続等により応募資格の審査を受け、出願についての承認を得る必要がある。応募資格の審査及び出願についての承認は、本校校長が行う。

なお、次の(1)から(5)までにおいて、保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できないときは、父又は母のどちらか一方と同居すればよい（(3)又は(4)において身元引受人がいる場合を除く。）。その際、理由書（様式応6）及び父母のどちらか一方が都内に志願者と同居できない理由を証明する書類の提出が必要である。

- (1) 保護者とともに都内に住所を有し、そこから都外の小学校に通学している者
- (2) 前記第4-1-1②欄の規定にかかわらず、住所が都外に存する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者
- (3) 前記第4-1-1①欄(3)又は(4)に該当する者のうち、保護者とともに入学日までに都内に転入することが確実な者。ただし、日本国籍を有する者で、特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であることが必要である。
- (4) 都内の島しょの小学校を卒業する見込みの者で、入学日までに島しょ以外の都内へ転居することが確実な者（保護者1人以上とともに転居する者又は身元引受人の住所に転居する者）は、島しょからの転居に関する申立書（様式13）を提出することにより、応募資格の審査に代える。
- (5) 前記第4-1-1①欄(2)に該当する者
- (6) 前記第4-1-1②欄(1)なお書に該当する者は、転居に関する申立書（様式応3）及び転居を証明する書類（身元引受人と同居する場合は身元引受人承諾書（様式任意）及び身元引受人の住民票記載事項証明書（様式応2））並びに罹災証明書又は被災証明書等、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有していたことを証明する書類を提出することにより、応募資格の審査に代える。

第4-1-3 応募基準

上記応募資格を満たし、かつ、次に定める応募基準を満たす者。日本の伝統・文化について次のいずれかの分野に継続して取り組み、上級の資格や卓越した能力のある者

卓越した能力の分野及び資格等
・ 囲碁・将棋：全国大会の地区代表者、又はそれと同等の能力のある者 囲碁：（例）・少年少女囲碁大会全国大会参加者　・日本棋院院生 上記と同等もしくはそれ以上の棋力があると証明できる者又はそれと同等の能力を有する者 将棋：（例）・小学生将棋名人戦地区代表者　・小学生倉敷王将戦地区代表者 （例）　日本将棋連盟奨励会会員 上記と同等もしくはそれ以上の棋力があると証明できる者又はそれと同等の能力を有する者 ・ 邦楽（三味線、箏、囃子）：稽古歴5年以上の者で、以下の条件を満たす者 三味線：稽古歴5年以上のうち3年以上の長唄三味線の稽古歴をもち、以下の曲中より、3曲以上の舞台経験を有する者又はそれと同等の能力を有する者 ・小鍛冶　・鞍馬山　・越後獅子　・勝三郎連獅子　・五条橋　・勧進帳 ・鏡獅子（下）・秋色種　・花見踊　・娘道成寺 箏：全国大会個人の部で、上位の者又はそれと同等の能力を有する者 （例）全国小・中学生箏曲コンクール個人の部　入賞者 囃子（笛、小鼓、大鼓、太鼓）：以下の曲中より、3曲以上の舞台経験を有する者又はそれと同等の能力を有する者 ・鞍馬山　・越後獅子　・勧進帳　・新曲浦島　・島の千歳　・石橋　・鏡獅子（下） ・二人桝久　・紀州道成寺　・常磐の庭 ・ 邦舞・演劇（日本舞踊、歌舞伎、能・狂言）：稽古歴5年以上の者で、以下の条件を満たす者 日本舞踊：全国大会個人の部で、上位の者又はそれと同等の能力を有する者 （例）全国舞踊コンクール邦舞第二部　入選者 歌舞伎、能・狂言：歌舞伎、能・狂言の舞台で、出演経験のある者又はそれと同等の能力を有する者

第4-2 募集人員

実施要綱第1-2による。

第4-3 出願

実施要綱第1-4-1による。

- (1) 本校を志願する者は、他の都立中学校及び千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。
- (2) 都内の小学校に在学している志願者は、指定された入力期間中に、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、印刷した入学願書について都内小学校長の承認を経て、本校校長宛てに、印刷した入学願書及びその他出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、浅草郵便局に特定記録郵便(郵便局留)により提出する。インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。
- (3) 前記(2)以外の志願者は、指定された入力期間中に、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、本校校長宛てに、印刷した入学願書及びその他出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、浅草郵便局に特定記録郵便(郵便局留)により提出する。インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。
- (4) (2)又は(3)の方法により出願することができないやむを得ない事情がある場合には、志願者は、本校に連絡の上、出願に要する書類等を書類提出期間に必着するよう、浅草郵便局に特定記録郵便(郵便局留)により提出する。ただし、本校に、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集に出願する志願者、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集に出願する志願者並びに海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集及び特別枠募集に出願する志願者の出願手続については、本募集要項第3-3-1の規定による。

なお、一度提出した出願に要する書類等は返却しない。

第4-3-1 志願者の手続

実施要綱第1-4-2-2による。

- (1) 志願者は、本校に限り、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集の両方、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方又は海外帰国・在京外国人生徒枠募集、特別枠募集及び一般枠募集の全てに出願することができる。ただし、海外帰国・在京外国人生徒枠募集の合格者となった者は、特別枠募集及び一般枠募集を受検することはできない。また、特別枠募集の合格者となった者は、一般枠募集を受検することはできない。

志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力及び入学考査料の決済を行った上で、次の書類等を本校校長宛てに、浅草郵便局に特定記録郵便(郵便局留)により提出する。ただし、次のオについては破損等のないように、適切な措置を講ずること。なお、本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集の両方に出願する場合、海外帰国・在京外国人生徒枠募集と一般枠募集の両方に出願する場合並びに海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集及び一般枠募集の全てに出願する場合は、報告書(理由書(任意様式)等を含む。)及び応募資格審査関係書類はそれぞれ1通でよいが、その他の出願書類及び入学考査料は海外帰国・在京外国人生徒枠募集と特別枠募集と一般枠募集の募集区分ごとに必要である。

- (2) 出願に要する書類等

ア 入学願書「特別枠募集」(様式1)(出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。)

イ 報告書(様式3)(本校で配布したもの又は本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること。)

ウ 志願理由書(様式特1)

エ 活動実績報告書(様式特2)

オ 卓越した能力を証明する書類等：応募基準を満たしていることを証明できる書類等

・証明書、賞状等の写し

・舞台の出演が確認できるプログラム、新聞記事の写し等 ※邦楽分野、邦舞・演劇分野への志願者のみ

・実技検査用DVD ※邦楽分野、邦舞・演劇分野への志願者のみ

実技検査用DVD作成要領

・収録内容 本人が個人で演じているもの

・収録時間 15分程度

・種類 DVD-R、DVD-RWのいずれか

・録画条件 ノイズリダクションをかけない。一般的なDVDプレーヤーで再生できること。
なお、再生できない場合は、再提出を求めることがある。

・その他 ケースには、氏名、応募分野、演目、収録時間を必ず明記する。

カ 応募資格審査関係書類（本募集要項第4-1-2に該当する者のみ。）

キ 入学考査料 2,200円（出願サイト上での決済又は所定の納付書による納付とする。納付書による場合は、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。

ただし、本募集要項第4-3(4)に該当する者は、所定の納付書による納付とし、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出すること。）

第4-4 報告書の取扱い

報告書（様式3）は、「各教科の学習の記録」について、「第8 報告書の取扱い」の別表に基づいて点数化する。点数化の方法は、次のとおりとする。

各教科の学習の記録（5年）	各教科の学習の記録（6年）	報告書点＝（5・6年合計）
180点	180点	360点

なお、「総合的な学習の時間の記録（第6学年）」、「特別活動の記録」等、その他の欄については点数化しない。

第4-5 受検票

第4-5-1 受検票の交付

実施要綱第1-4-3による。

出願を受け付けた本校校長は、出願サイト上で受検票を交付する。ただし、本校の海外帰国・在京外国人生徒枠募集に出願している場合は、本募集要項第3-4-1に準じる。

第4-5-2 応募状況の発表

実施要綱第1-4-4による。

応募状況の発表は、白鷗高等学校西校舎内の掲示及び、本校ホームページへの掲載により行う。

発表の日時は、別に定める。

第4-6 検査等の実施

第4-6-1 検査内容

実施要綱第1-5-1による。

本校の特色に照らし、入学を希望する児童の将来の進路に対する目的意識、6年間の一貫教育の中で学ぼうとする意欲、課題発見・解決能力、集団への適応性等、中高一貫教育校で求められる適性をみるとともに創造力や協調性をみるものとする。

第4-6-2 検査等の方法

実施要綱第1-5-2（1）、第1-5-3による。

(1) 面接：面接委員に専門家を加え、志望の動機や本校での学校生活に対する意欲等を総合的にみる。

(2) 実技検査：

ア 囲碁・将棋分野については、専門棋士との対局による実技検査を実施する。

イ 邦楽分野及び邦舞・演劇分野については、出願時に提出するDVDを専門審査員が審査する。

第4-6-3 集合時刻と時間割

(1) 囲碁・将棋分野

	開始時刻～終了時刻	時間	実施内容
集合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分～午前9時45分	45分	実技検査
第2時限	午前10時15分～	15分程度	面接

(2) 邦楽分野及び邦舞・演劇分野

	開始時刻	時間	実施内容
集合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分～	15分程度	面接

第4-7 入学者を決定するための手続等

第4-7-1 検査等の取扱い

特別枠募集の入学者の決定には、小学校長から提出された報告書、面接、実技検査等の結果を点数化したものを、換算して総合した成績（以下「総合成績」という。）を用いる。それぞれの項目の換算後の満点は、以下のとおりとする。

報告書の満点	面接の満点	実技検査の満点	総合成績 (得点合計の満点)
200点	400点	400点	1000点

総合成績の算出方法は、以下のとおりとする。

報告書点	面接点	実技検査点	総合成績			
360点 ↓ (換算後) 200点	+	400点	+	400点	=	1000点 (総合成績)

第4-7-2 合格候補者の決定

実施要綱第1-6-3による。

本校校長は、次の(1)から(3)により合格候補者を適切に決定する。

なお、合格候補者を決定するための順位を定めるに当たっては、同順位が出ないようにする。

- (1) 本校の特別枠募集における募集人員に相当する人員まで、本校校長が定めた入学者の決定の方法により総合成績の順に決定し、これを特別枠募集における合格候補者とする。
- (2) 本校の特別枠募集における合格候補者の人員は、本校の特別枠募集における募集人員を超えてはならない。
ただし、特別枠募集における募集人員を超えない範囲で、区分ごとの募集人員について幅をもたせて合格候補者を決定する場合がある。
- (3) 特別枠募集における入学者の決定においては、本校校長があらかじめ定めた基準に受検者の総合成績が達しないなどの理由から、合格候補者の人員が募集人員に満たない場合がある。

第4-7-3 合格者等の決定

実施要綱第1-6-4による。

本校校長は、選考委員会の資料により特別枠募集の合格者を決定する。

第4-8 合格者等の発表

実施要綱第1-7による。

合格者の発表は、白鷗高等学校西校舎内の掲示及び、合否照会サイト上で行う。

なお、特別枠募集の合格者には特別枠募集合格通知書（様式4）を入学手続期間内に交付する。

第4-9 合格者等の手続

第4-9-1 入学意思確認書の提出

本募集要項第3-8-1を準用する。

第4-9-2 入学辞退届の提出

本募集要項第3-8-2を準用する。